

在留資格の取り扱いについて

本学への入学を許可された「海外在住で外国籍を有する者」、または「外国人留学生」は、入学前に「留学」の在留資格を取得する必要があります。

受験する入試の日程をよく考え、在留資格「留学」を取得できるよう、合格後はすみやかに学生生活支援センターにご連絡いただき、各種手続きを行ってください。

※「短期滞在」の在留資格では入学できません。

※「家族滞在」「定住」の在留資格でも入学はできますが、「留学」でない場合は、留学生を対象とした奨学金の対象にはなりません。

※在留資格を取得する場合、出入国在留管理庁の手続きにおおよそ45～90日程度かかります。特に後期入試の場合は合格発表から入学までの期間が短いため、入学式や授業開始日までに来日できない可能性が非常に高いことをあらかじめご承知おきください。授業開始に間に合わない場合も、学費の一部返還や、授業欠席の配慮等はいりません。

※在留資格を取得できなかった場合は、本学での修学が不可能となり、入学許可は3月31日付で取り消しとなります。

※審査の期間および結果について、大学では一切責任を負いません。

【問い合わせ先】

学生支援部学生生活支援センター

E-mail gakuseik@kinjo-u.ac.jp